

令和 8 年度 国庫補助事業 社会資本整備総合交付金事業

裾野市洪水ハザードマップ作成事業

裾野市水害・土砂災害ハザードマップ作成業務委託

仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、裾野市（以下「発注者」という。）が実施する「裾野市水害・土砂災害ハザードマップ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、受注者が実施する業務内容を定めるものである。

第2条（目的）

本業務は、裾野市における洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を詳細に反映したハザードマップを作成することで、市民一人ひとりが自らの住む地域の災害リスクを正しく認識して防災意識の向上を図り、災害時には迅速かつ円滑な避難行動へ結びつけるとともに、地域防災力の強化を通じて市民の生命及び財産の保護に資することを目的とする。

第3条（関連法令及び指針）

受注者は、業務の遂行にあたり、次に掲げる法令等を遵守し、最新の指針等に基づいて作業を行うこと。

関係法令

- ・ 災害対策基本法
- ・ 水防法
- ・ 土砂災害警戒区域等における防止対策の推進に関する法律
- ・ その他関係法令

上位計画等

- ・ 裾野市地域防災計画
- ・ 静岡県地域防災計画

ガイドライン・指針（最新版を適用すること）

- ・ 国土交通省「水害ハザードマップ作成の手引き」
- ・ 国土交通省「土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説」
- ・ 内閣府「避難情報に関するガイドライン」
- ・ その他、国・県が定める関連技術基準

第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約日翌日から令和9年2月26日までとする。

第 5 条（提出書類）

受注者は本業務の着手に先立ち下記の関係書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- （１） 業務着手届
- （２） 業務実施工程表
- （３） 主任技術者選任届（同種業務の実務経歴、資格及び雇用関係を証明する書類を添付）

第 6 条（指示及び監督）

本業務を実施するにあたり、発注者の意図及び目的を十分に理解したうえで全体を計画、管理、指示する主任技術者を配置しなければならない。主任技術者は、恒常的な雇用関係にある社員であり、令和 5 年 4 月以降に国内の自治体等で実施・作成したハザードマップ関連及び防災ガイド等の作成業務において、主任技術者又は管理技術者として従事した実績を有する測量士（または同等の技術的知見を有する者）を配置し、正確丁寧に行わなければならない。発注者が定める監督員と常に密接な連絡、打ち合わせ体制を行うこととし、履行期間中においても進捗状況を随時報告することとする。

第 7 条（資料の貸与及び返却）

本業務を実施する上で必要な資料は発注者が受注者に貸与するものとする。

発注者から貸与を受けるデータ及び作成するデータを紛失や流出から保護する観点から、情報セキュリティシステム（ISMS：ISO27001）または、プライバシーマークの認証取得を要するものとし、取扱いに十分注意すること。情報セキュリティシステム（ISMS：ISO27001）または、プライバシーマークの取得が証明できる写しを提出すること。受注者は、貸与された資料の管理に十分に注意し、使用後速やかに返還するものとする。

- （１） 洪水浸水想定区域データ…shape 形式
- （２） 内水浸水想定区域データ…shape 形式
- （３） 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域…shape 形式
- （４） 避難所及び避難場所データ…Excel 形式
- （５） 公共施設関連資料
- （６） その他協議の上、必要と判断されたもの

第 8 条（成果品の帰属）

本業務における成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）及び所有権は、発注者に帰属するものとし、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。また、本業務の遂行過程で作成された GIS 解析データ、中間生成物、加工データ等の権利もすべて発注者に帰属する。

受注者は、成果品又は収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。ただし、受注者又は第三者が従来から権利を有している汎用的なプログラムや素

材についてはその権利を留保するが、成果品として納品するデータへの利用に関し、受注者は発注者が将来にわたり無償で複製・二次利用できる権利を担保すること。

第9条（費用負担）

本業務におけるイラスト・地図利用にかかる著作権、複製使用については、受注者の負担とする。なお、使用する著作物に関し第三者との間で著作権侵害等の紛争が生じた場合、受注者がその責任において解決を図るものとし、発注者に一切の迷惑をかけないものとする。

第10条（疑義）

受注者は、作成業務の施行上必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議しその指示に従わなければならない。

第2章 業務内容

第11条（業務概要）

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- （1）計画準備
- （2）資料収集整理
- （3）打合せ協議
- （4）地図・情報表示方針の検討
- （5）記事の作成方針の検討
- （6）版下の作成・校正
- （7）印刷・加工・納品
- （8）ホームページ掲載用データの作成
- （9）住民説明会支援

第12条（計画準備）

計画準備は、全体的な業務計画の立案、業務に必要な資料及び機器の準備等、後続業務に先立って行うべき予備的業務であり、受注者は、業務計画立案にあたり、一連の業務が円滑に実施されるよう業務手順・人員配置計画等について十分考慮しなければならない。

第13条（資料収集整理）

本業務を進めるにあたって、第3条で述べた関連法案等を理解・整理した上で、掲載内容を検討することとする。また、必要な資料、画像があれば受注者は発注者に請求することができる。過去の業務実績資料を参考として使用・提案することは認めるが、その際は本業務の目的及び最新の法制度等に照らして適切に修正し、内容の正確性を担保すること。

第 14 条（地図・情報表示）

水害・土砂災害ハザードマップの作成については以下の仕様とする。

（１） 水害・土砂災害ハザードマップ仕様

- ・規 格：展開サイズ B 1 判
- ・折加工：蛇腹 3 山+蛇腹 3 山（仕上がりサイズ B 5 判）
- ・用 紙：マットコート紙四六判 90k
- ・印刷部数：計 22,700 部

【内訳】

- 須山地区版・・・1,200 部
- 富岡地区版・・・5,600 部
- 深良地区版・・・2,400 部
- 西地区版・・・7,300 部
- 東地区版・・・6,200 部
- ・印刷形態：両面 4 色刷（C・M・Y・K）
- ・基図を見易くするために高精細 F M スクリーン印刷とすること。

（２） 浸水ハザードマップ（地図データ）の内容

i）背景地図（基図）の作成

・最新の国土地理院刊行の数値データ「国土基本情報（GML 形式もしくは S H A P E 形式）」、「基盤地図情報（GML 形式）」を G I S ソフトで展開し情報の取捨選択を行った上で、必要な情報を抽出し作成すること。主要な地形・地物の経年変化については、市が貸与する資料を基に適宜修正を加える。また、基図上の行政界・字界・町丁界・鉄道・道路・河川・公園等のうち、彩色によって明示が必要なものについては編集を行う。

・測量成果の使用について国土地理院の測量成果を使用する場合は、測量法 3 0 条にもとづく地図の使用承認申請を行うこと。申請書の作成については受注者が行い発注者に書類を提出すること。公的な地図とするため、民間事業者が権利を保有する地図データベースを使用しての地図作成は行わないこと。

・道路形状を表示したものを作成し使用すること。

・各マップの縮尺、掲載範囲、掲載位置及び表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、発注者と協議の上決定するものとする。

・作成にあたり G I S データを扱う業務であること、且つ、地図の測量精度を保つため、以下のいずれかの条件を満たす者を「精度管理責任者」として配置し、地図データの精度管理（データ配信の位置情報精度も含む）を確実に行うこと。

1. G I S 関連資格（G I S 上級技術者、G I S 1 級技術者等）を有する者

2. 国、地方公共団体、または公的機関が発注したハザードマップ作成業務（G I S デー

タ構築を伴うもの)において、過去5年間に同種業務の責任者として従事した実績を有する者

3. 地理情報システムを活用した地図作成業務に10年以上の従事経験を有し、かつ当該業務の精度管理を担当した実績を有する者

※主な地物：行政界、町丁目界、道路、鉄道、市役所等公共施設、学校、交番、駐在所、消防署、その他必要とされる公共物等・凡例は日本語、英語、スペイン語の3種類を記載すること。

ii) 地図掲載内容

・「洪水浸水想定区域」「内水浸水想定区域」「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」「指定緊急避難場所・指定避難所」「公共施設」等の情報を掲載することとする。
表示する地物については、発注者より貸与する資料を用い、背景地図に表示し、色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。

iii) レイアウト構想

A面・・・表紙、内水ハザードマップ、各災害想定に関わる啓発情報

B面・・・各地区洪水・土砂災害ハザードマップ

その他注意点

・地図データにおいて、多種の警戒区域等が重なるエリアについては、色彩使用、ハッチ、アミ点等の技法を使用し、見やすい成果品となるよう努めること。
・色合いや大きさ、線の太さなどは発注者と協議して決定するものとする。
・文字はユニバーサルフォントを使用し年齢や身体能力に左右されることのない、配色や文字の大きさ等を配慮したメディアユニバーサルデザイン(MUD)を用いた作成を行うこと。尚、本業務の実施にあたっては、メディアユニバーサルデザイン(MUD)に関する専門知識を有する者を配置すること。具体的には、メディアユニバーサルデザインディレクターまたはアドバイザーの資格保有者を配置することが望ましいが、これと同等以上の知見・実務経験を有する者を業務責任者として配置すること。

第15条(校正)

文字校正3回以上、色校正1回(簡易色校正)以上行うものとする。

第16条(ホームページ掲載用データの作成)

作成した記事・地図データは市のホームページに掲載するため、受注者はこれを了承し、画像加工した上で、データ化し、納品すること。

第 17 条（打合せ協議）

本業務の実施における打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、納品時の計 3 回を基本とするが、必要に応じて適宜打合せを行う。また、受託者は、本業務の進捗状況を随時報告するとともに、打ち合わせ記録簿を作成し、市に提出する。

第 18 条（ハザードマップの納品について）

裾野市水害・土砂災害ハザードマップの納品については、受注者の責任において履行するものとする。

第 19 条（住民説明会支援）

防災マップを作成するにあたり、住民からの意見を反映させるものとし、関係資料作成支援及び住民説明会へ同行し、運営支援を行うこととする。住民説明会の回数は計 1 回とする。受注者は、これまでの実績に基づき、最適な開催手法を提案すること。発注者は説明会場の予約、設営、運営を行うものとし、受注者は発注者の求めがある場合、住民説明会資料の作成及び技術説明支援を行うこととする。なお、住民からの意見に対する回答案の作成及び議事録作成（意見と回答のみ）については、業務遂行上合理的な範囲内で行うものとし、大幅な追加作業が生じる場合は、速やかに発注者と協議を行うものとする。

第 3 章 成果品

第 20 条（成果品仕様）

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- （１）裾野市水害・土砂災害ハザードマップ 22,700 部
- （２）打合せ簿… 1 部
- （３）委託業務報告書… 2 部
- （４）ホームページ掲載用データ（PDF 形式・1 式）
- （５）GIS データ（Shape 形式・1 式）
- （６）防災マップデータ（AI 形式・1 式）

第 21 条（その他の注意事項）

- （１）本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守すること。
- （２）本業務の遂行にあたり、資料の貸与を受ける必要がある場合は、発注者と調整する。また、業務完了後速やかに返却すること。
- （３）貸与された資料は、本業務の目的以外に使用しないこと。
- （４）仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ決定する。
- （５）契約不適合責任：成果品の引き渡し後において、内容の誤りや不良箇所が発見された場合は、受注者の負担において速やかに補足・修正等の措置を講じなければならない。

(6) 損害賠償：業務遂行中、受注者の責により事故が発生した場合は、受注者の責任において適切な措置を講じ、損害賠償を行うものとする。

(7) システム連携：裾野市地図情報総合サービスへのデータセットアップに際しては、運用会社と調整の上、正常な動作を保証すること。

(8) 納品形態：成果品は、印刷物（指定部数）のほか、電子データ（AI 形式、PDF 形式、Shape 形式等）を電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R、USB メモリ、外付け HDD 等）に格納し、正副 2 部提出すること。

(9) 会計検査への対応：本業務は国庫補助金事業であるため、受注者は、業務遂行に要した経費の根拠資料（見積書、請求書、領収書、旅費・人件費等の内訳資料など）を整理し、保管しなければならない。また、会計検査院または発注者からこれらの資料の提出・提示を求められた場合は、速やかに応じなければならない。